

公 示 送 達 書

長崎市告示第484号

令和8年1月28日及び同年2月10日付けの次の者に係る書類
(通知書)は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送
達ができないので、長崎市長(財務部収納課)が保管し、いつでも
送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月2日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住 (居) 所	氏 名
1	差押調書(謄本) 長収第調-6437号	長崎県長崎市光町4番10号 乙藤ビル302号室	上田 純一
2	配当計算書(謄本) 長収第調-6799号	長崎県長崎市光町4番10号 乙藤ビル302号室	上田 純一
3			
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。